

一社) 西尾市観光協会マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一社) 西尾市観光協会(以下「本協会」という。)のマスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(使用の申請)

第3条 商品の製造及び販売、景品及び広告宣伝を目的としてキャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、マスコットキャラクター使用許可申請書(様式第1号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、口頭による届出に変えることができる。

- (1) 本協会又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等、報道関係機関が使用する場合

(使用承諾基準)

第4条 本協会は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容が次のいずれかに該当するときは、使用を承諾しないものとする。

- (1) 申請者が本協会の会員でないとき。
- (2) 本協会若しくはキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがあるとき。
- (5) その他キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき。
- (6) その他、承認することが不相当と認められるとき。

(使用承諾)

第5条 本協会は、承諾基準を満たすと判断した申請者に対し、マスコットキャラクター使用許可(様式第2号)により使用承諾を行う。

(使用承諾後の手続き)

第6条 商品の製造及び販売、景品及び広告宣伝を目的として使用承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、商品の発売、配布及び掲出前に商品の完成品を本協会に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議のうえ、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用料)

第7条 使用者に対するキャラクターの使用料は、当面の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会の指示に従い、承認された用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他の各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクター等の使用に際し、表情、姿態等の一部であっても、これを変更するにはすべて事前に本協会の了解を得ること。
- (5) キャラクターの使用に際し、紛争が生じた場合には、使用者の責任において処理するものとする。
- (6) 本協会の許可なく他の団体等に無断でデザイン等の提供をしないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、使用承諾の内容を変更しようとする場合は、マスコットキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を提出し本協会の了承を得なければならない。

(使用承諾の取消)

第10条 使用者がこの規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その後、その使用者への使用承諾は行わない。この場合、使用者に損害が生じても本協会は一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に旧規程に基づいてなされた申請、承諾等は、この規程に基づいてなされたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月17日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

マスコットキャラクター使用許可申請書

令和 年 月 日

（宛先）一般社団法人西尾市観光協会会長

申請者 住所

氏名

⑩

電話

貴会マスコットキャラクターの使用許可を受けたいので、一般社団法人西尾市観光協会マスコットキャラクター使用規程第3条の規定によって関係書類を沿えて下記のとおり申請いたします。

記

使用目的	
使用商品等	
使用商品数	
備考	(単価等)

添付書類

使用する商品等の見本（写真等）

その他必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

様

一般社団法人西尾市観光協会
会長

マスコットキャラクター使用許可について

令和 年 月 日付けで申請のありました本協会マスコットキャラクターの使用
につきましては、下記のとおり許可します。

記

1 許可内容

- (1) マスコットキャラクター使用許可申請書の申請内容どおりに使用すること。
 - ・使用商品
 - ・使用商品数

- (2) 使用規程を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

変 更 届

令和 年 月 日

（宛先）一般社団法人西尾市観光協会会長

申請者 住所
氏名
電話

㊞

下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

承諾番号	
変更内容	
変更理由	
備 考	(単価等)